

第 25 回 安全保障

第 2 回の講義で、日本国憲法の基本原理としての平和主義について簡単に触れましたが、今回は、安全保障の問題について、より詳しく考えます。通説・政府見解によれば、9 条 1 項により自衛戦争は許容されているが、2 項により自衛のためといえども戦力は持ちえないので、戦力以外の方法で自衛戦争を行うほかありません。では、どのようにすれば、わが国の平和が守られるのでしょうか。現実的な視点から、考えてみましょう。

1. 自衛権の概念

- ・ 自衛権とは、外国からの急迫または現実の違法な侵害に対して、自国を防衛するために必要な一定の実力を行使する権利である。自衛権の発動が正当化されるには、違法性、必要性、均衡性という 3 つの要件が必要である。
- ・ 自衛権は、国際慣習法上、独立国家である以上は当然に有する権利である（国際連合憲章 51 条参照）。日本国憲法は自衛権を放棄したものではない（砂川事件最高裁判決（最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁））。
- ・ 自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を集団的自衛権といい、わが国が、国際法上、これを有していることは当然であるが、憲法上、これを行使することは許されないとするのが、政府見解である。

2. 戦力の不保持と交戦権の否認

- ・ 9 条 2 項で保持が禁止される「戦力」とは、軍隊及び有事の際にそれに転化しうる程度の実力部隊を指すという見解や、近代戦争を有効に遂行しうる程度の装備・編成を備えた人的・物的組織体を指すという見解などがある。
- ・ 政府によれば、自衛隊は、9 条 2 項で保持が禁止される「戦力」に至らない自衛のための必要最小限度の実力を保持するものである。
- ・ 核兵器を保有することは憲法上可能であるが、現在は政策的に保有していないとするのが、政府見解である。
- ・ 9 条 2 項が否認する「交戦権」とは、単に交戦する権利を指すという見解や、交戦状態に入った場合に交戦国に国際法上認められる権利を指すという見解などがある。

3. 平和的生存権

- ・ 前文 2 項の文言を根拠に、平和を享受する権利を新しい人権として認めるべきであるとの主張もあるが、そもそも前文は裁判規範ではなく、また、平和的生存権の主体・内容・性質などが不明確であるので、これに具体的な法的権利性を認めることはできない。

○ 長沼ナイキ訴訟最高裁判決（最判昭和 57 年 9 月 9 日民集 36 卷 9 号 1679 頁）

防衛庁（現在の防衛省）が北海道長沼町の山林にミサイル基地を建設しようとしたところ、それに反対する地域住民が、基地建設のための保安林の指定を解除した処分の取消しを求めて訴えた。

第 1 審（札幌地判昭和 48 年 9 月 7 日判時 712 号 24 頁）では、自衛隊が日本国憲法 9 条にいう「戦力」に該当し違憲であると判示し、原告らの主張を認めたが、控訴審（札幌高判昭和 51 年 8 月 5 日行裁例集 27 卷 8 号 1175 頁）では、住民に訴えの利益はないとして原判決を取り消すとともに、自衛隊の存在等が憲法に違反するか否かは統治行為に属し、司法審査の範囲外にあると判示した。最高裁判所も、訴えの利益の観点から、原告の主張を退けた（最判昭和 57 年 9 月 9 日民集 36 卷 9 号 1679 頁）。

4. 日米安全保障体制

- ・ 日米安全保障条約¹は、わが国への武力攻撃があった場合、日米両国が共同対処を行うこと（5条）や、わが国の安全または極東における国際の平和と安全のため、米軍がわが国における施設・区域の使用を認めること（6条）などを規定する。
- ・ わが国に駐留する米軍は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に該当しない（砂川事件最高裁判決）。

5. わが国の国際貢献

- ・ 自衛隊の海外出動に関しては、戦闘・武力行使を任務としている国連軍（国際連合憲章43条）には参加できないが、国際平和協力法²に基づき国際平和維持活動には参加できる。
- ・ 国際平和協力法は、わが国の国際平和協力として、(1) 国連平和維持活動への協力、(2) 人道的な国際救援活動への協力、(3) 国際的な選挙監視活動への協力」の3つを掲げるとともに、いわゆる参加5原則³に従って活動を行うべきことを定めている。

○ 砂川事件最高裁判決（最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁）

1957（昭和32）年7月、米軍が使用する東京都砂川町（現在の立川市）の立川飛行場の拡張工事に対して、1,000名以上の基地反対派の集団が、基地の境界柵外に集合し、境界柵を数十メートルにわたって破壊して、基地内に乱入した。この行為が、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法2条に違反するとして起訴された。

第1審（東京地判昭和34年3月30日下刑集1巻3号776頁）は、当該行為が刑事特別法2条に違反する行為に該当すると判示しながらも、駐留米軍は日本国憲法9条2項で保持が禁止される戦力に該当し違憲であることを理由として、刑事特別法2条の規定は憲法31条に違反する無効な法律であると判断し、Yらに対して無罪を言い渡したため、検察側が最高裁判所に跳躍上告した。

最高裁判所は、日本国憲法9条が「わが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない」と述べたうえで、(1) わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることは禁止されておらず、(2) 9条2項にいう戦力とは、わが国がその主体となって指揮権・管理権を行使しうる戦力をいうので、わが国に駐留する外国の軍隊は該当しないと判示した。また、(3) 米軍駐留の合憲性は日米安全保障条約の合憲性の判断が前提となるが、同条約は、対日講和条約と密接不可分の関係にあり、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものであって、その合憲性判断は、純司法的機能を使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまないもので、「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであって、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべき」と判示した（原判決を破棄し、事件を東京地方裁判所に差し戻した）。

次回とその次の回で扱うのが、この講義の最後のトピックです。これまでの講義のまとめに代えて、わが国の憲法は、どのように生成され、これまでどのように発展し、そして、これからどのように展開していくのかについて、考えてみることにしましょう。

¹ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約。

² 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律。

³ わが国が国際平和協力法に基づき国連平和維持活動に参加する際の基本方針のことであり、(1) 紛争当事者間で停戦合意が成立していること、(2) 紛争当事者が活動の受入れに同意していること、(3) 特定の紛争当事者に偏ることなく、中立性を保って活動すること、(4) 上記(1)～(3)の原則のいずれかが満たされなくなった場合には一時業務を中断し、撤回することができること、(5) 武器の使用は、要員等の生命または身体の防衛のために必要な最小限度に限られることの5つである。